

平成30年6月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
90	秋田市市税条例等の一部を改正する件
91	秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する件
92	秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件
93	秋田市手数料条例の一部を改正する件
94	秋田市介護保険条例の一部を改正する件
95	秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
96	秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する件
97	秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
98	秋田市河辺多目的総合センター条例を廃止する件
99	秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する件
100	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
101	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
102	秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
103	平成30年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について承認を求める件
104	秋田市雄和新波辺地に係る総合整備計画を定める件
105	市道路線を認定する件
106	秋田市立体育館サブアリーナ屋根防水他改修工事請負契約を締結する件
107	八橋陸上競技場夜間照明等整備事業に伴う改修工事（設計・施工一括）請負契約を締結する件
108	市道川尻新屋線新川橋架替工事（上部工）請負契約を締結する件
109	救助工作車を購入入れる件
110	化学消防ポンプ自動車を購入入れる件
111	消防ポンプ自動車を購入入れる件
112	救急自動車を購入入れる件
113	救急自動車を購入入れる件
114	平成30年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件
115	平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件
116	平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件

議案第90号

秋田市市税条例等の一部を改正する件

秋田市市税条例等の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第33条の6第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第17条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第24条第1項第2号中「当該」を「同表の」に改める。

第27条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第27条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号アおよび第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に

係るものを除く。) 」を加え、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第 1 項」を「同項」に改め、同条第 5 項から第 7 項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第 8 項中「によって」を「により」に、「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改める。

第 33 条の 5 の 3 中「(以下この節)」を「(次条第 1 項)」に改める。

第 33 条の 5 の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 33 条の 5 の 5 第 1 項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。) の特別徴収義務者」とを加える。

第 33 条の 6 第 1 項中「による申告書」の次に「(第 10 項および第 11 項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12 項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみな

す。

第37条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第79条を第79条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第79条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第80条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合にお

いて、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第81条第1項中「第79条第1項」を「第79条の2第1項」に、「若しくは消費等」を「もしくは消費等（以下この条および第85条において「売渡し等」という。）」に改め、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第81条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第79条」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの

本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
 - イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

第81条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を

合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第82条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第83条第3項中「若しくは」を「もしくは」に、「第79条」を「第79条の2」に改める。

第85条第1項中「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第6条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条の8の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第19条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第6条の8の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、

同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第82条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第82条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第80条の2中「および次条第3項第1号」を削る。

第81条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

第81条第3項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「新条例」を「秋田市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第11項中「新条例第79条第1項」を「秋田市市税条例第79条の2第1項」に改める。

附則第20項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、

「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第21項の表附則第12項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表附則第13項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例第17条第1項の改正規定（「によって」を「により」に改める部分に限る。）ならびに第24条、第29条の2第3項から第8項まで、第33条の5の3、第33条の5の5および第37条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中秋田市市税条例第17条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）および第29条の2第1項の改正規定ならびに附則第19条の改正規定ならびに次項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条中秋田市市税条例附則第6条の8の2の改正規定および附則第6項の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中秋田市市税条例第81条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中秋田市市税条例第16条および第33条の6第1項の改正規定ならびに同条に3項を加える改正規定ならびに附則第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条および附則第14項から附則第19項までの規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中秋田市市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）ならびに第27条の2および第27条の5の改正規定ならびに附則第6条の改正規定ならびに附則第3項の規定 平成33年1月1日

日

(8) 第4条および附則第20項から附則第25項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の8の2の改正規定および附則第5項の規定 規則で定める日
(個人の市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

4 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例第16条第1項および第3項ならびに第33条の6第10項から第12項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 附則第1項第10号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例附則第6条の8の2の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律

第226号) 附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第43項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第43項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第43項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第43項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

8 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。附則第15項および附則第21項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成27年秋田市条例第47号)附則第8項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および附則第12項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(改正後の秋田市市税条例(附則第11項および附則第12項において「30年新条例」という。)第79条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第15項および附則第21項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合に

は市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

9 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

10 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

11 附則第8項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第85条第4項および第5項、第87条の2ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項もしくは第2項、	秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10項、
第12条第2号	第85条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例附則第9項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項もしくは第2項の申告	平成30年改正条例附則第10項の納期限

	書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限	
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10項

12 30年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第8項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

- 13 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における附則第11項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」とあるのは、「第85条第1項」とする。
(市たばこ税に関する経過措置)
- 14 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
(手持品課税に係る市たばこ税)
- 15 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 17 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 18 附則第15項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の秋田市市税条例(以下こ

の項および次項において「32年新条例」という。)第12条、第85条第4項および第5項、第87条の2ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項もしくは第2項、	秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第17項、
第12条第2号	第85条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例附則第16項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第17項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第17項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2	平成30年改正条例附則第17

	項	項
--	---	---

19 32年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第15項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

20 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

21 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡した

ものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

22 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

23 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

24 附則第21項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第12条、第85条第4項および第5項、第87条の2ならびに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項もしくは第2項、	秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第23項、
第12条第2号	第85条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例附則第22項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項もしくは第2項の申告書、第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書でその提出	平成30年改正条例附則第23項の納期限

	期限	
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第23項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第23項

25 33年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第21項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

提案理由

地方税法の一部改正（平成30年法律第3号）に伴い、市たばこ税の課税標準を改めること等とするとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第91号

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する件

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する条例
秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例（平成16年秋田市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「4,417平方メートル」を「2,546平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

雄和糠塚地区民間資本活用施設の一部を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第92号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

秋田市市民サービスセンター条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市南部市民サービスセンターの項中「山手台地区」の次に「、南ヶ丘地区」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（平成29年秋田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市南部市民サービスセンターの項の改正規定を次のように改める。

第2条の表秋田市南部市民サービスセンターの項を次のように改める。

秋田市南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目 5番1号	牛島地区、卸町地区、 大住地区、仁井田地 区、御野場地区、御所
別館	秋田市牛島東六丁目	

	4 番 5 号	野地区、山手台地区、 南ヶ丘地区、上北手地 区および四ツ小屋地区
--	---------	--

提案理由

住居表示の実施に伴い、南部市民サービスセンターの所管区域を改めるため、改正しようとするものである。

議案第93号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

(4) 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の入所定員等の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査	介護医療院の変更許可申請手数料	33,000円
--	-----------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護医療院の変更の許可申請に係る手数料を定めるため、改正しようとするものである。

議案第94号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正（平成30年政令第56号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第95号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「（平成11年厚生省令第36号）」を削る。

第47条第1項中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の20の3中「第60条の9第4号」の次に「、第60条の10第5項」を加え、「とあり、第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正（平成30年厚生労働省令第30号）に伴い、指定地域密着型サービス事業者の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第96号

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定又は指定の更新の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正（平成30年厚生労働省令第30号）に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請の要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第97号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が
適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第46号）等に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第98号

秋田市河辺多目的総合センター条例を廃止する件

秋田市河辺多目的総合センター条例を次のように廃止する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市河辺多目的総合センター条例を廃止する条例

秋田市河辺多目的総合センター条例（平成16年秋田市条例第103号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

河辺多目的総合センターを廃止するため、この条例を廃止しようとする
ものである。

議案第99号

秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する件

秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例

秋田市消防本部および消防署設置条例（昭和38年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表秋田南消防署の項中「山手台」の次に「、南ヶ丘」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住居表示の実施に伴い、秋田南消防署の管轄区域を改めるため、改正しようとするものである。

議案第100号

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市市税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法の一部改正（平成30年法律第3号）に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第23号

専 決 処 分 書

秋田市市税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の6第3項」を「第33条の6第5項」に、「第35条の2」を「第35条の2第1項および第4項」に、「および」を「ならびに」に改める。

第33条の6第7項中「第35条の2第2項」を「第35条の2第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項および第10項又は第68条の91第4項および第10項の規定の適用

を受ける場合には、法第321条の8第24項および令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項および第10項又は第68条の93の3第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項および令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第35条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第33条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第35条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第33条の7第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第35条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第35条の2に次の2項を加える。

5 第33条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第33条の7第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第5条の2第1項中「第33条の6第3項」を「第33条の6第5項」に改め、同条第2項中「第35条の2」を「第35条の2第1項および第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第5条の3第1項中「第35条の2に」を「第35条の2第1項および第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第6条の8の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5

項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第6条の8の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号および第3号」に改め、同条第15項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第14項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第6条の8の2中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号イ、ロおよびハ」を「附則第15条第32項第2号イおよびロ」に、「 $\frac{1}{2}$ 」を「 $\frac{3}{4}$ 」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第32項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第6条の8の2第10項中「附則第15条第32項第1号イおよびロ」を「附則第15条第32項第1号イからホまで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第6条の8の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第

12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日および登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第6条の9の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成

30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第6条の10の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第7条の前の見出しおよび同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項および第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7条の3中「平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例（次項において「新条例」という。）第35条

の 2 第 2 項、第 3 項、第 5 項および第 6 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に同条第 1 項又は第 4 項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された旧法附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 29 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 30 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 32 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第101号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法施行令の一部改正（平成30年政令第125号）等に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第24号

専 決 処 分 書

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年 3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額を

いう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第3条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第18条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第19条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第102号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（平成28年法律第65号）等に伴い、事業者指定のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第22号

専 決 処 分 書

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年 3 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条—第48条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2—第43条の4）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条—第48条）」に、「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条—第97条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第94条の2—第94条の5）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第110条・第111条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2—第43条の4）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2—第43条の4）」に、「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第94条の2—第94条の5）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第95条—第97条）」に、「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条・第111条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2—第43条の4）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2—第43条の4）」に、「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第94条の2—第94条の5）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第95条—第97条）」に、「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条・第111条）」を

2 節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）

3 節 設備に関する基準（第193条の16）

4 節 運営に関する基準（第193条の17—第193条の20）

「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針ならび

「第5節 日中サービス支援型

第1款 この節の趣旨およ

第2款 人員に関する基準

第3款 設備に関する基準

第4款 運営に関する基準

第6節 外部サービス利用型

に人員、設備および運営に関する基準」を

指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基本方針（第200条の2・第200条の2の2）

（第200条の2の3・第200条の2の4）

（第200条の2の5）

（第200条の2の6—第200条の2の10）

指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

に、「第200条の2」を「第200条の2の11」に改める。

る基準」

第1条中「ならびに」を「、第41条の2第1項各号ならびに」に改める。

第2条第3号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改め、同条第16号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第5条第1項中「第200条の2」を「第200条の2の11」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数および共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数および共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援

を受けていること。

(準用)

第43条の4 第4条(第3項および第4項を除く。)、第5条第2項および第3項、第6条ならびに前節(第43条を除く。)の規定は、共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第48条中「前節」を「第4節」に改める。

第86条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第86条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第94条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第201条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第201条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業員の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指

定放課後等デイサービスをいう。) (以下「指定児童発達支援等」という。) を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数および共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第94条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第101条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂および機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第94条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同

じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。) の数と共生型生活介護、共生型自立訓練 (機能訓練) (第148条の2に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。) もしくは共生型自立訓練 (生活訓練) (第158条の2に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) をいう。) 又は共生型児童発達支援 (指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。) もしくは共生型放課後等デイサービス (指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第148条の3および第158条の3において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第96条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居

宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第148条の3および第158条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号もしくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、

指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第94条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第80条および前節（第94条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第95条第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第96条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅

介護事業所等については、適用しない。

第96条第1号中「指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者を除く。第149条の2および第159条の2において」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において）」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号」に、「いう。以下」を「除く。第149条の2および第159条の2において」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第99条第1項第2号中「指定共同生活援助事業者」の次に「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号ア中「又は第200条の2」を「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第200条の2の11」に、「）又は」を「）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第200条の2の3第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は」に改め、同条第2項第2号中「である」を「（第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号ア中「を提供する」を「（第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する」に、「の利用者の数および」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業

所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数および」に改め、同条第3項第1号中「第195条第1項に規定する」を削り、「第200条の4第1項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第200条の2」の次に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第200条の2の11」を加える。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第109条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防居宅サービス等基準条例第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入

所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数および共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第109条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウもしくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項もしくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数および共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第109条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第88条、第91条から第93条まで、第98条および前節（第108条および第109条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第110条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第113条第4項中「専任かつ」を削る。

第119条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第120条の見出しを「（重度障害者等包括支援計画の作成）」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「および第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第141条中「同令第6条の7第1号に規定する者に対し、同令第6条の6第1号」を「同号」に改める。

第148条中「第87条」を「第86条の2」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第148条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第148条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第148条の4 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第80条、第86条の2から第93条まで、第141条および前節（第148条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第149条の2各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号および第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、

同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第151条中「同令第6条の7第2号に規定する者に対し、同令第6条の6第2号」を「同号」に改める。

第158条中「第87条」を「第86条の2」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第158条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第158条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下と

すること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第158条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第80条、第86条の2から第93条まで、第146条、第147条、第151条および前節（第158条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第159条の2 各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業

者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号および第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第161条中「同令」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第10章第4節中第167条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第166条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第171条中「第85条」の次に「、第86条、第87条」を加え、「この条」を「この項」に改める。

第12章の次に次の2章を加える。

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第193条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、障害者総合支援法施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業員の員数）

第193条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業および生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める数のサービス管理責任者を置くものとする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項の就労定着支援員および第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第193条の4 第51条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第193条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第193条の6 サービス管理責任者は、第193条の12において準用する第59条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

(実施主体)

第193条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第193条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着および就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整および連携を行うとともに、利用者、その家族等に対し、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する前項の規定による支援の提供に当たっては、1月に1回以上当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければ

ばならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第193条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第193条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法および内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第193条の11 指定就労定着支援事業者は、従業員、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第19条第1項に規定する提供した指定就労定

着支援に係る必要な記録事項

(2) 次条において読み替えて準用する第59条第1項に規定する就労定着支援計画

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第193条の12 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第41条まで、第58条、第59条、第61条および第67条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第12章の3 自立生活援助

第1節 基本方針

第193条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談への対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供および助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第193条の15 第51条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第193条の16 第193条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第193条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定

相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第193条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第193条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合は、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況の把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第193条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第193条の6、第193条の10および第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第198条第3項中「対し、」の次に「当該」を加え、「家事」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事を除く。）」を加える。

第200条の2中「前節」を「第4節」に改め、第13章第5節第1款中同条を第200条の2の11とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針
ならびに人員、設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第200条の2の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第200条の2の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」

という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間および深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項および第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助

の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項および第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第200条の2の4 第196条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第200条の2の5 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族もしくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1の建物の入居定員の合計は、20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

できる。

- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第200条の2の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第98条に規定する指定短期入所（第99条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護および家事)

第200条の2の7 介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の2の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況又はその置かれている環境等に応じ、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業（法第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。）を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第200条の2の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第200条の2の10 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から第197条の6までおよび第198条の3から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事

業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第200条の2の10において準用する第198条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第200条の2の10において読み替えて準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の2の10において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第200条の2の10」と、第93条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の2の10において準用する第199条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第201条第1項中「（指定通所支援基準第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」および「（指定通所支援基準第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第103号

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について承認を求める件

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

平成30年5月18日から同月19日にかけての大雨による被害の復旧に要する経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第35号

専 決 処 分 書

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年5月29日

秋田市長 穂 積 志

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,033,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13	分担金及び負担金	1,192,441	6,000	1,198,441
	2 分担金	0	6,000	6,000
19	繰入金	3,966,509	297,000	4,263,509
	2 基金繰入金	3,721,727	297,000	4,018,727
20	繰越金	700,000	995	700,995
	1 繰越金	700,000	995	700,995
	歳 入 合 計	127,730,000	303,995	128,033,995

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	48,785,958	7,500	48,793,458
	5 災害救助費	1,400	7,500	8,900
6	農林水産業費	2,721,847	1,500	2,723,347
	1 農業費	2,004,999	1,500	2,006,499
11	災害復旧費	372,943	294,995	667,938
	1 農林水産施設災害復旧費	103,367	136,695	240,062
	2 公共土木施設災害復旧費	269,574	158,300	427,874
	歳 出 合 計	127,730,000	303,995	128,033,995

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	48,785,958	7,500	48,793,458
6 農林水産業費	2,721,847	1,500	2,723,347
11 災害復旧費	372,943	294,995	667,938
歳 出 合 計	127,730,000	303,995	128,033,995

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			7,500
			1,500
		6,000	288,995
0	0	6,000	297,995

2 歳 入

1 3 款 分担金及び負担金

2 項 分担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 農林水産業費分担金	千円 0	千円 6,000	千円 6,000	1 農業費分担金	千円 6,000
計	0	6,000	6,000		

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	828,000	297,000	1,125,000	1 財政調整基金 繰入金	297,000
計	3,721,727	297,000	4,018,727		

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	700,000	995	700,995	1 前年度繰越金	995
計	700,000	995	700,995		

説	明	千円
07 農地農業用施設災害復旧費分担金	(産業企)	6,000

01 財政調整基金繰入金	(財 政)	297,000
--------------	-------	---------

01 前年度繰越金	(財 政)	995
-----------	-------	-----

1 3 款 分担金及び負担金 1 9 款 繰入金 2 0 款 繰越金

3 歳 出

3 款 民生費

5 項 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 災害救助費	千円 1,400	千円 7,500	千円 8,900	千円	千円	千円	千円 7,500
計	1,400	7,500	8,900	0	0	0	7,500

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	983,608	1,500	985,108				1,500
計	2,004,999	1,500	2,006,499	0	0	0	1,500

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

1 農地農業用 施設災害復 旧費	49,000	98,695	147,695			6,000	92,695
2 林業施設災 害復旧費	54,367	38,000	92,367				38,000
計	103,367	136,695	240,062	0	0	6,000	130,695

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災 害復旧費	269,574	158,300	427,874				158,300
-----------------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説	明
区 分	金 額		
20 扶助費	千円 7,500	【福祉保健部関係】 小規模災害援助事業	千円 7,500
			7,500

12 役務費	1,500	【産業振興部関係】 農業経営等復旧支援対策事業	1,500
			1,500

11 需用費	50,000	【産業振興部関係】 農地農業用施設災害復旧事業	98,695
13 委託料	30,300		98,695
19 負担金、補助 及び交付金	18,395		
11 需用費	24,000	【産業振興部関係】 林業施設災害復旧事業	38,000
13 委託料	14,000		38,000

11 需用費	62,500	【建設部関係】 公共土木施設災害復旧事業	158,300
12 役務費	41,300		158,300

3 款 民生費 6 款 農林水産業費 1 1 款 災害復旧費

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	269,574	158,300	427,874	0	0	0	158,300

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 30,000		千円
15 工事請負費	24,500		

1 1 款 災害復旧費

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 303,995 千円
 上記のうち特定財源 6,000
 差 引 一 般 財 源 297,995

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
19 繰 入 金	297,000	2 基 金 繰 入 金	297,000
20 繰 越 金	995	1 繰 越 金	995
計	297,995		

議案第104号

秋田市雄和新波辺地に係る総合整備計画を定める件

次のとおり秋田市雄和新波辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市雄和新波辺地に係る総合整備計画 別紙

提案理由

秋田市雄和新波辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する計画を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。

総合整備計画書

秋田県秋田市雄和新波辺地
(辺地の人口412人、面積2.5km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

秋田市雄和新波字志田野、新町、本屋敷、竹ノ花、樋口、寺沢、清水木、碓り、山崎、下モ野、大巻、袋野、後口沢、奥寺沢、大袋、志開、新本屋敷、新波

(2) 辺地の中心の位置 秋田市雄和新波字樋口65番地3

(3) 辺地度点数 105点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地域は、秋田市の中心部から南東へ2.5km、国道341号線から県道秋田雄和本荘線に入り、南東へ約660m、県道本荘西仙北角館線の分岐交差点付近を中心とした集落である。

当該辺地に所在する雄和基幹集落センターは、集会施設としての利用のほか、災害時の避難所に指定されているが、昭和53年度に建築したもので老朽化が著しいことに加え、災害時の避難者には高齢者も多いことから、施設の改修のほか、入り口へのスロープの設置やトイレの洋式化などのバリアフリー化を進め、利用者の利便性や安全性の向上を図るよう整備をする必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度の1年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館その他の 集会施設	秋田市	14,000	0	14,000	14,000
合計		14,000	0	14,000	14,000

議案第105号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

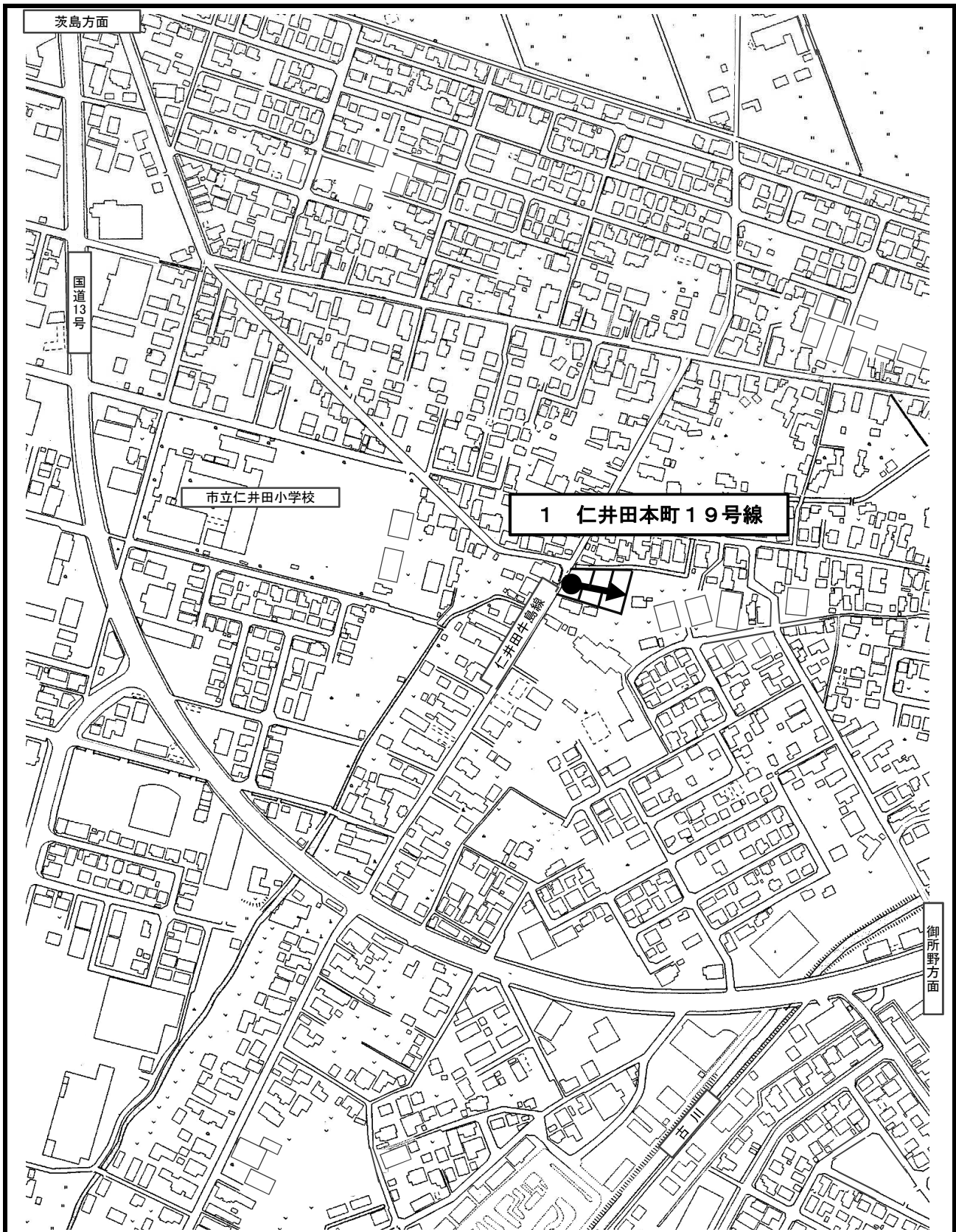
路線名	起 点	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終 点			
仁井田本町19号線	仁井田本町三丁目24番5地先		48.47	6.00
	仁井田本町三丁目24番7地先			
将軍野東二丁目26号線	将軍野東二丁目160番43地先		60.28	6.00
	将軍野東二丁目318番1地先			6.08
寺内三千刈21号線	寺内字三千刈460番5地先		52.68	7.01
	寺内字三千刈460番6地先			
青山町13号線	将軍野青山町134番2地先		55.50	6.67
	将軍野青山町134番3地先			6.74
土崎北三丁目16号線	土崎港北三丁目121番38地先 土崎港北三丁目121番41地先		102.52	6.00

提案理由

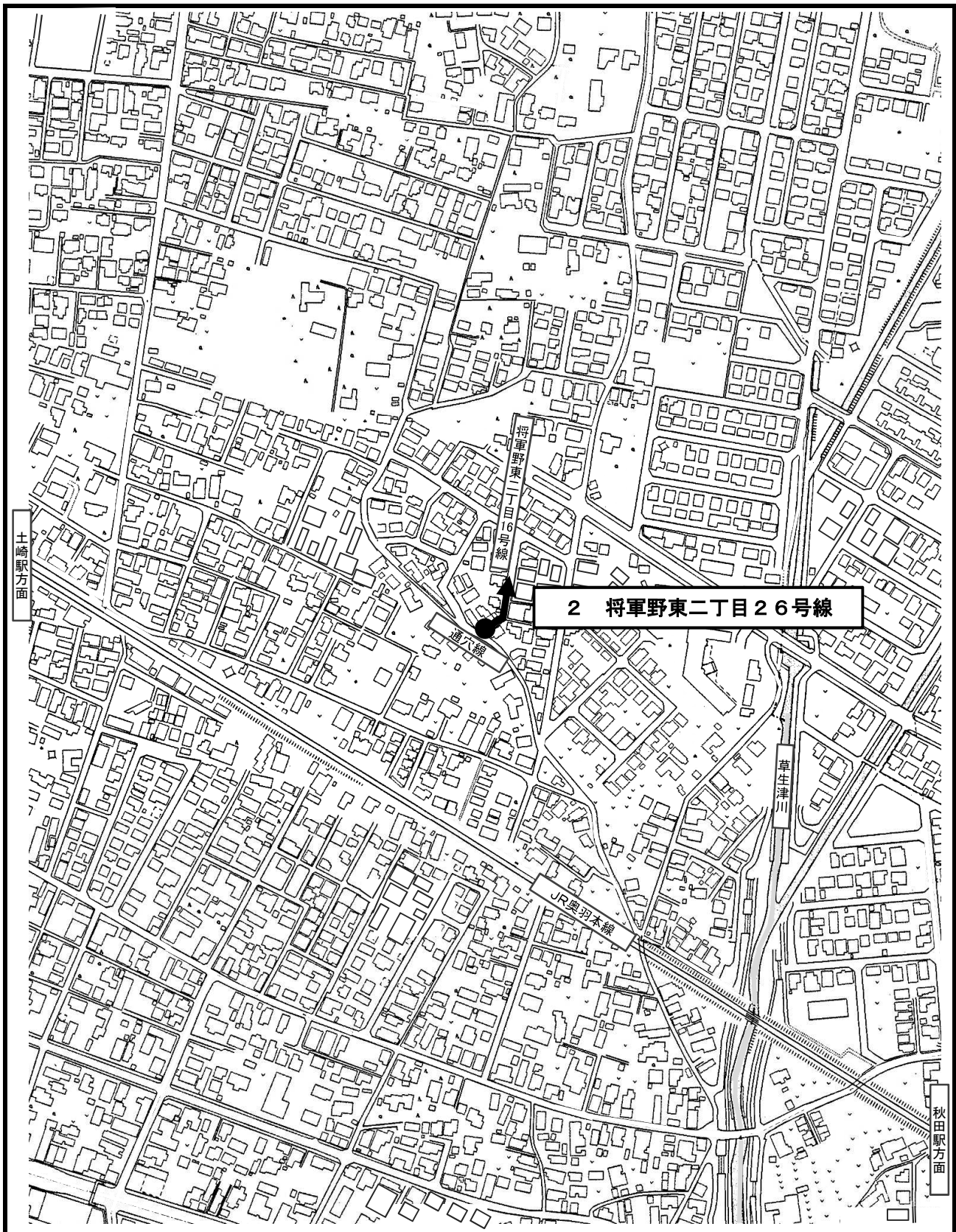
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)
1	仁井田本町19号線	48.47	6.00
2	将軍野東二丁目26号線	60.28	6.00～6.08
3	寺内三千刈21号線	52.68	7.01
4	青山町13号線	55.50	6.67～6.74
5	土崎北三丁目16号線	102.52	6.00
合計延長		319.45	

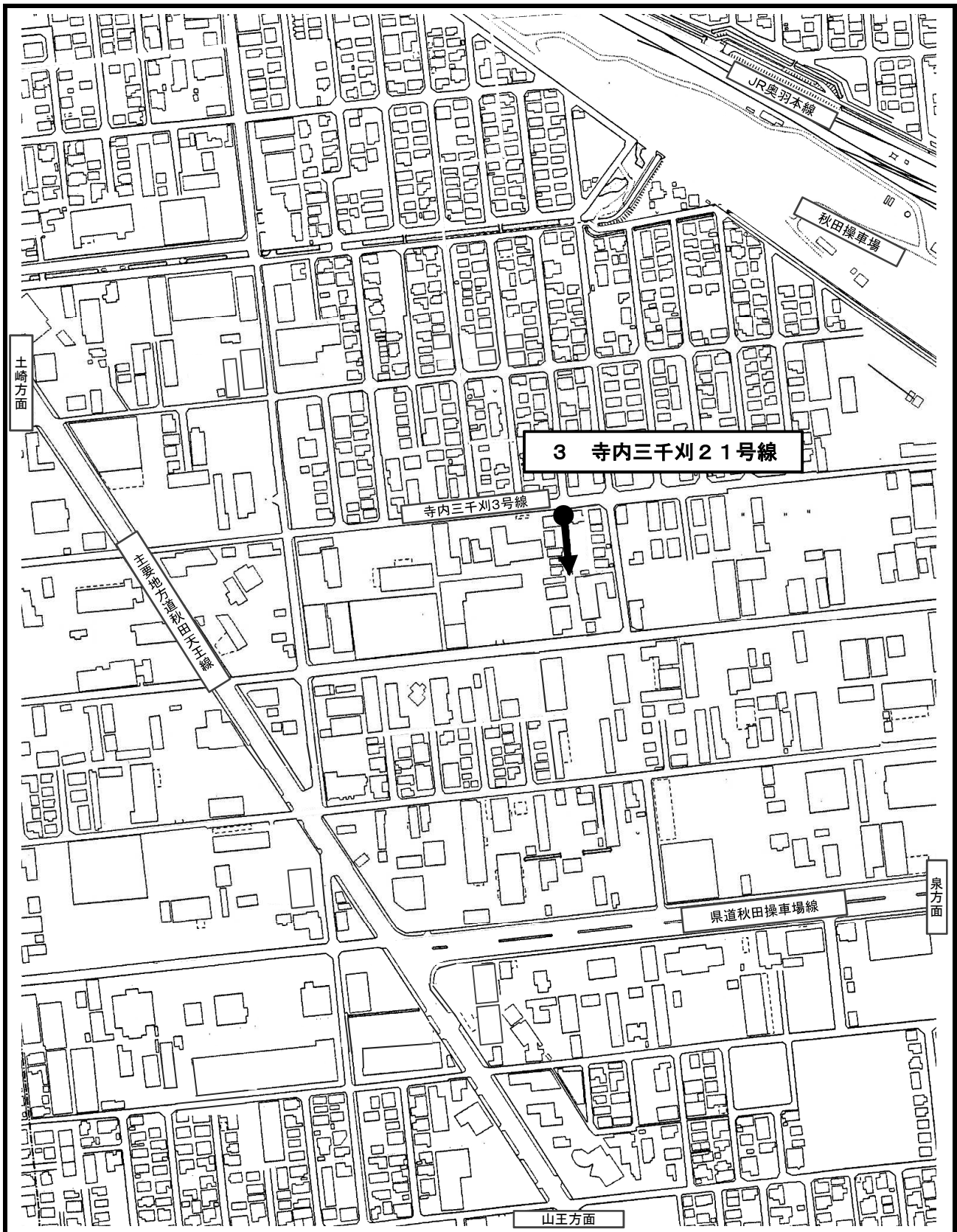
仁井田本町 19号線



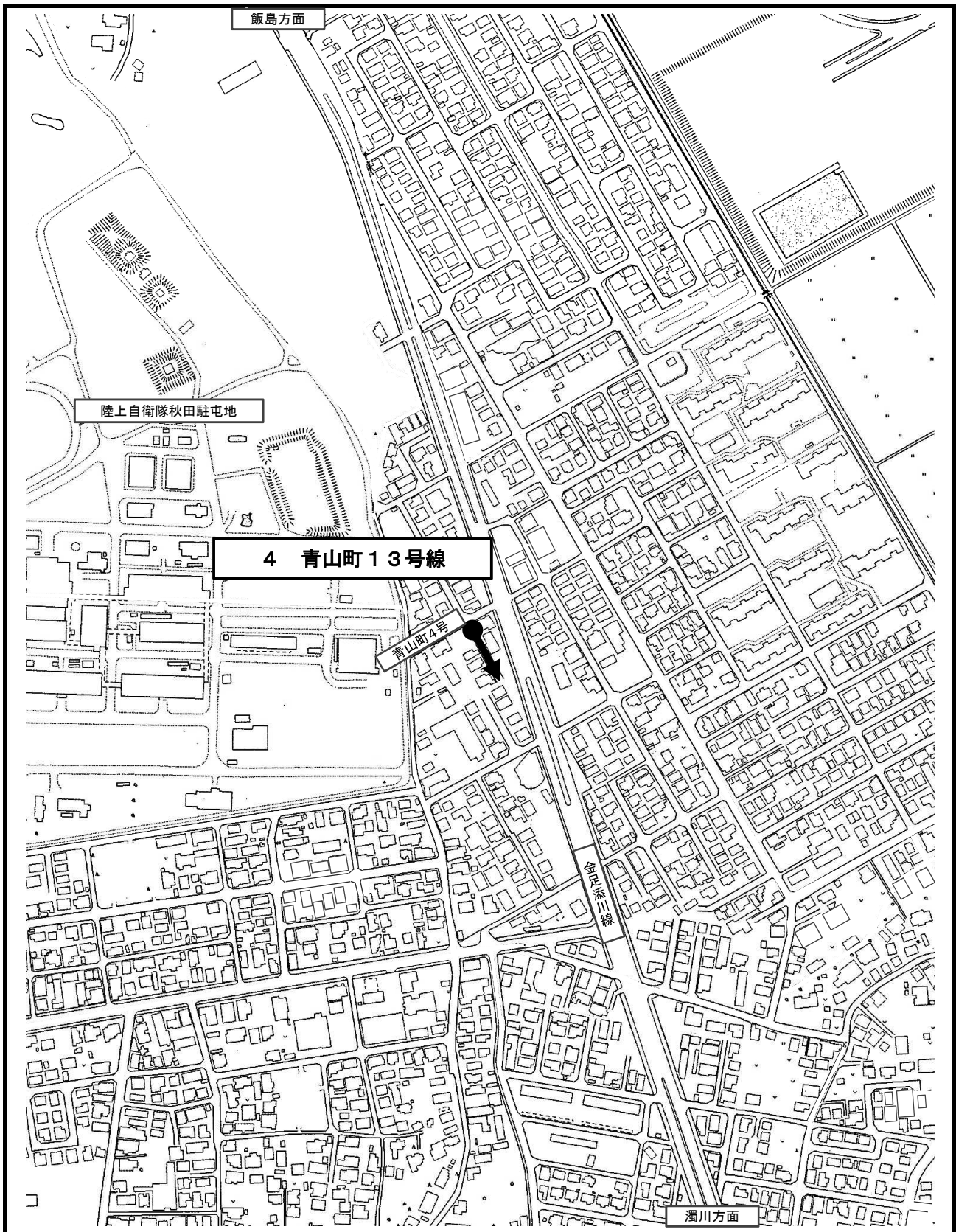
将軍野東二丁目26号線



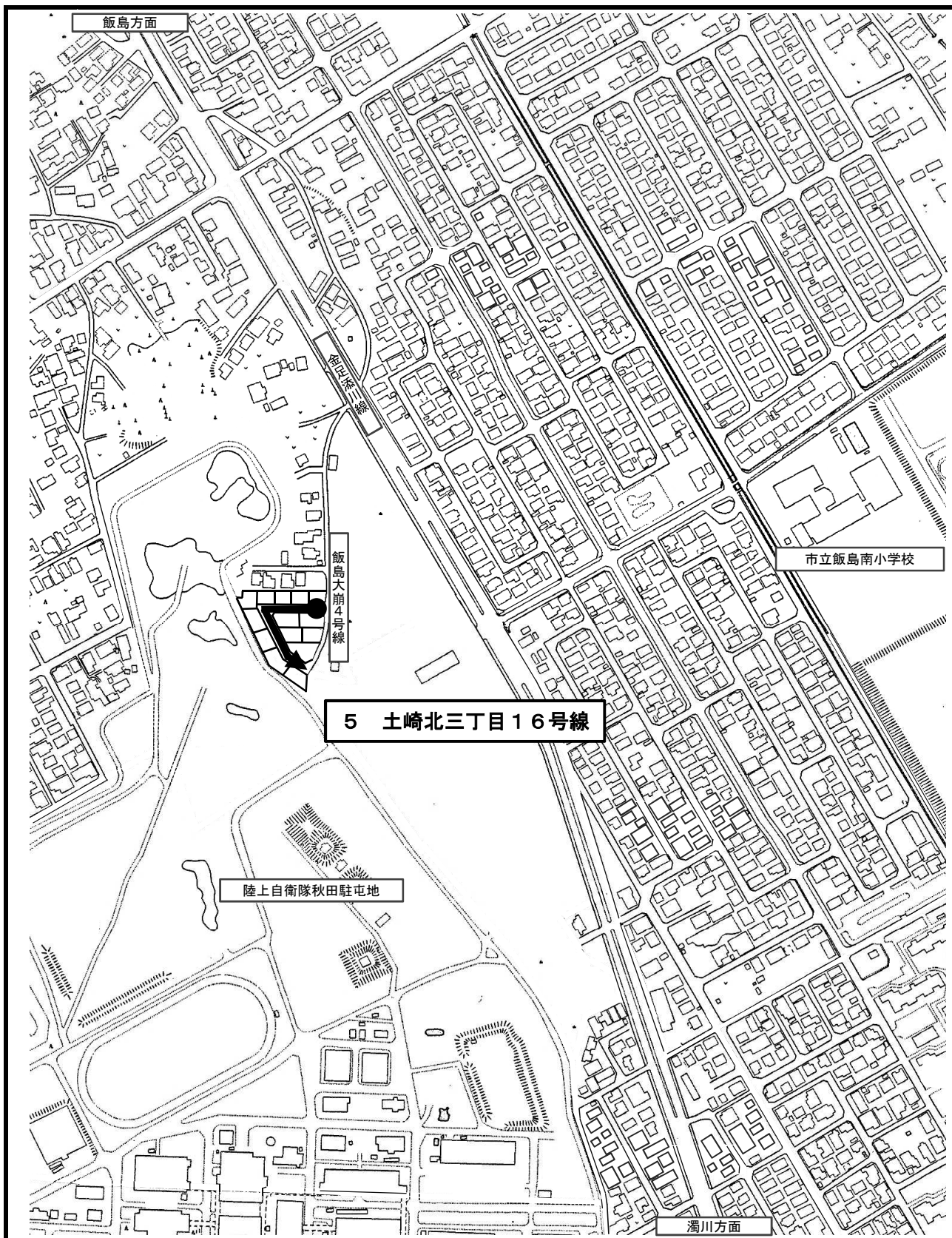
寺内三千刈 2 1 号線



青山町13号線



土崎北三丁目16号線



議案第106号

秋田市立体育館サブアリーナ屋根防水他改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立体育館サブアリーナ屋根防水他改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市八橋本町六丁目12番20号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 159,840,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 加藤・藤重建設工事共同企業体
代表者 秋田市泉北三丁目4番20号
加藤建設株式会社
代表取締役 加 藤 俊 介 |

提案理由

秋田市立体育館サブアリーナ屋根防水他改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第107号

八橋陸上競技場夜間照明等整備事業に伴う改修工事（設計・施工一括）請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 八橋陸上競技場夜間照明等整備事業に伴う改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市八橋運動公園1番10号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注）による随意契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 934,200,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 伊藤・佐々木・ヌノタニ・三光・コスモス特定建設
工事共同企業体
代表者 秋田市雄和平沢字舟津田78番地1
伊藤工業株式会社
代表取締役社長 伊 藤 満 |

提案理由

八橋陸上競技場夜間照明等整備事業に伴う改修工事（設計・施工一括）を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第108号

市道川尻新屋線新川橋架替工事（上部工）請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 市道川尻新屋線新川橋架替工事（上部工） |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市川尻若葉町地内ほか |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 478,440,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 宮地・東北機械・日本機械建設工事共同企業体
代表者 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目4番24号
宮地エンジニアリング株式会社仙台営業所
所長 久留宮 航 |

提案理由

市道川尻新屋線新川橋架替工事（上部工）を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第109号

救助工作車を買い入れる件

次により物品を買い入れることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救助工作車Ⅲ型 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 149,040,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市山王六丁目1番13号
猿田興業株式会社
代表取締役社長 猿 田 知 久 |

提案理由

救助工作車を買い入れるため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第110号

化学消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 化学消防ポンプ自動車（I型） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 65,340,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市新屋表町9番9号
有限会社北稜産業
代表取締役 渡 辺 眞 |

提案理由

化学消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第111号

消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 25,704,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市山王六丁目1番13号
猿田興業株式会社
代表取締役社長 猿 田 知 久 |

提案理由

消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第112号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救急自動車（河辺救急） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 21,762,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大 柳 康三郎 |

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第113号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救急自動車（広面救急） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 21,762,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大 柳 康三郎 |

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第114号

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,679,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	20,290,578	150,492	20,441,070
	2 国庫補助金	3,029,770	150,492	3,180,262
16	県支出金	8,511,968	5,239	8,517,207
	2 県補助金	2,551,850	5,239	2,557,089
20	繰越金	700,995	132,433	833,428
	1 繰越金	700,995	132,433	833,428
21	諸収入	9,033,953	4,400	9,038,353
	5 雑入	1,774,129	4,400	1,778,529
22	市債	9,923,000	352,700	10,275,700
	1 市債	9,923,000	352,700	10,275,700
	歳 入 合 計	128,033,995	645,264	128,679,259

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,839,279	4,400	14,843,679
	1 総務管理費	12,929,076	4,400	12,933,476
3	民生費	48,793,458	171,918	48,965,376
	1 社会福祉費	22,019,647	168,119	22,187,766
	2 児童福祉費	17,423,226	3,799	17,427,025
6	農林水産業費	2,723,347	7,760	2,731,107
	1 農業費	2,006,499	7,760	2,014,259
7	商工費	8,720,742	7,298	8,728,040
	1 商工費	8,720,742	7,298	8,728,040
8	土木費	13,621,670	453,888	14,075,558
	2 道路橋りょう費	4,311,087	109,020	4,420,107
	5 都市計画費	3,293,565	344,868	3,638,433
歳 出 合 計		128,033,995	645,264	128,679,259

第2表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業費	117,600	1,800	119,400			
道路橋りょう費	1,146,300	49,000	1,195,300			
土地区画整理費	671,600	287,800	959,400			
街路事業費	156,200	14,100	170,300			
計	9,923,000	352,700	10,275,700			

議案第115号

平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

平成30年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,932,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	国庫支出金	535,300	197,643	732,943
	1 国庫補助金	535,300	197,643	732,943
4	繰入金	794,927	319,891	1,114,818
	1 一般会計繰入金	794,927	319,891	1,114,818
	歳入合計	1,414,832	517,534	1,932,366

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		1,412,332	517,534	1,929,866
	1 土地区画整理費	1,412,332	517,534	1,929,866
	歳 出 合 計	1,414,832	517,534	1,932,366

議案第116号

平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

平成30年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,506,555千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月7日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 5,096	千円 26,822	千円 31,918
	1 繰越金	5,096	26,822	31,918
歳入合計		29,479,733	26,822	29,506,555

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		千円 5,151	千円 26,822	千円 31,973
	1 償還金及び還付加算金	5,151	26,822	31,973
歳 出 合 計		29,479,733	26,822	29,506,555

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	20,290,578	150,492	20,441,070
16 県支出金	8,511,968	5,239	8,517,207
20 繰越金	700,995	132,433	833,428
21 諸収入	9,033,953	4,400	9,038,353
22 市債	9,923,000	352,700	10,275,700
歳入合計	128,033,995	645,264	128,679,259

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	14,839,279	4,400	14,843,679
3 民生費	48,793,458	171,918	48,965,376
6 農林水産業費	2,723,347	7,760	2,731,107
7 商工費	8,720,742	7,298	8,728,040
8 土木費	13,621,670	453,888	14,075,558
歳 出 合 計	128,033,995	645,264	128,679,259

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 600,582	千円 95,982	千円 696,564	2 障害者福祉費 補助金	千円 91,910
				4 児童福祉費補 助金	4,072
6 土木費国庫補助金	1,794,745	54,510	1,849,255	2 道路橋りょう 費補助金	54,510
計	3,029,770	150,492	3,180,262		

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費県補助金	1,764,066	△521	1,763,545	4 児童福祉費補 助金	△521
4 農林水産業費県補助金	479,366	5,760	485,126	1 農業費補助金	5,760
計	2,551,850	5,239	2,557,089		

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	700,995	132,433	833,428	1 前年度繰越金	132,433
計	700,995	132,433	833,428		

2 1 款 諸収入

5 項 雑入

4 雑入	1,774,126	4,400	1,778,526	4 市民生活雑入	4,400
------	-----------	-------	-----------	----------	-------

説	明	
04 社会福祉施設等施設整備費補助金	(福祉総)	千円 90,266
18 障害者自立支援給付支払等システム改修費補助金	(福祉総)	1,644
58 保育所等整備交付金	(子ども育)	4,072
03 社会資本整備総合交付金	(建設総)	54,510

37 認定こども園施設整備事業費補助金	(子ども育)	△521
22 大規模肉用牛団地整備事業費補助金	(産業企)	5,760

01 前年度繰越金	(財 政)	132,433
-----------	-------	---------

64 自治総合センターコミュニティ助成金	(西市セ)	2,100
66 自治総合センターコミュニティ助成金	(東市セ)	2,300

15款 国庫支出金 16款 県支出金 20款 繰越金 21款 諸収入

21款 諸収入
5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
計	千円 1,774,129	千円 4,400	千円 1,778,529		千円

22款 市債
1項 市債

3 農林水産業債	117,600	1,800	119,400	1 農業債	1,800
4 土木債	2,226,100	350,900	2,577,000	1 道路橋りょう債	49,000
				2 都市計画債	301,900
計	9,923,000	352,700	10,275,700		

説	明	千円

01 農業基盤整備債	(財 政)	1,800
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	49,000
01 土地区画整理事業債	(財 政)	287,800
02 街路事業債	(財 政)	14,100

2 1 款 諸収入 2 2 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
12 地域振興費	千円 1,012,081	千円 4,400	千円 1,016,481	千円	千円	千円 4,400	千円
計	12,929,076	4,400	12,933,476	0	0	4,400	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障害者福祉費	6,760,739	168,119	6,928,858	91,910			76,209
計	22,019,647	168,119	22,187,766	91,910	0	0	76,209

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	10,347,027	3,799	10,350,826	3,551			248
計	17,423,226	3,799	17,427,025	3,551	0	0	248

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

4 畜産業費	4,738	5,760	10,498	5,760			
--------	-------	-------	--------	-------	--	--	--

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	千円 4,400	【市民生活部関係】 コミュニティ助成事業	千円 4,400 4,400

11 需用費	830	【福祉保健部関係】	168,119
13 委託料	3,289	障がい児者福祉施設整備費補助金	135,400
15 工事請負費	28,600	障害福祉サービスセンター改修経費	29,430
19 負担金、補助 及び交付金	135,400	障がい福祉等システム改修経費	3,289

19 負担金、補助 及び交付金	3,799	【子ども未来部関係】 児童福祉施設等整備費補助金	3,799 3,799

19 負担金、補助 及び交付金	5,760	【産業振興部関係】 肉用牛生産拡大支援事業	5,760 5,760

2 款 総務費 3 款 民生費 6 款 農林水産業費

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5 農地費	千円 390,125	千円 2,000	千円 392,125	千円	千円 1,800	千円	千円 200
計	2,006,499	7,760	2,014,259	5,760	1,800	0	200

7款 商工費

1項 商工費

2 商業振興費	6,582,202	2,331	6,584,533				2,331
5 観光費	459,947	4,967	464,914				4,967
計	8,720,742	7,298	8,728,040	0	0	0	7,298

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

2 道路維持費	2,026,587	89,020	2,115,607	44,510	40,000		4,510
3 道路新設改良費	381,610	20,000	401,610	10,000	9,000		1,000
計	4,311,087	109,020	4,420,107	54,510	49,000	0	5,510

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,276,884	24,977	1,301,861		14,100		10,877
-----------	-----------	--------	-----------	--	--------	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	千円 2,000	【産業振興部関係】 県営土地改良施設等整備事業負担金	千円 2,000 2,000

19 負担金、補助 及び交付金	2,331	【産業振興部関係】 商店街振興事業	2,331 2,331
15 工事請負費	4,967	【観光文化スポーツ部関係】 観光施設整備等経費	4,967 4,967

15 工事請負費	89,020	【建設部関係】 道路維持修繕事業	89,020 89,020
15 工事請負費	19,000	【建設部関係】 道路改良事業	20,000 20,000
22 補償、補填及 び賠償金	1,000		

8 報償費	168	【建設部関係】 県施行街路事業負担金	24,977 15,709
-------	-----	-----------------------	------------------

6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 土地区画整理費	794,927	319,891	1,114,818		287,800		32,091
計	3,293,565	344,868	3,638,433	0	301,900	0	42,968

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 9,100	秋田駅西口駅前広場改修事業	千円 9,268
19 負担金、補助 及び交付金	15,709		
28 繰出金	319,891	【都市整備部関係】 土地区画整理会計繰出金	319,891 319,891

8款 土木費

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	79,122,115	3,906,100	352,700	4,258,800
(1) 土 木	33,751,001	2,158,500	350,900	2,509,400
(2) 農 林 水 産	1,008,088	117,600	1,800	119,400
(3) 教 育	10,527,886	283,700		283,700
(4) 公 営 住 宅	3,019,930	67,600		67,600
(5) 保 健 衛 生	6,047,627	300,700		300,700
(6) 消 防	3,832,718	345,000		345,000
(7) 民 生	583,168			
(8) 商 工	4,041			
(9) 過 疎 債	521,835			
(10) そ の 他	19,825,821	633,000		633,000
2 災 害 復 旧 債	464,728	184,500		184,500
(1) 土 木	289,116	80,700		80,700
(2) 農 林 水 産	137,257	43,700		43,700
(3) 教 育	10,946			
(4) 公 営 住 宅	1,509			
(5) 保 健 衛 生	25,900	60,100		60,100
3 そ の 他	59,160,256	5,832,400		5,832,400
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	1,372,516			
(2) 減収補てん債				
(3) 減税補てん債	1,559,350			
(4) 臨時税収補てん債				
(5) 臨時財政対策債	56,228,390	5,832,400		5,832,400
合 計	138,747,099	9,923,000	352,700	10,275,700

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
8,731,989		8,731,989	74,648,926
3,624,776		3,624,776	32,635,625
96,975		96,975	1,030,513
1,169,160		1,169,160	9,642,426
219,525		219,525	2,868,005
851,187		851,187	5,497,140
518,406		518,406	3,659,312
91,630		91,630	491,538
1,351		1,351	2,690
116,291		116,291	405,544
2,042,688		2,042,688	18,416,133
10,980		10,980	638,248
5,991		5,991	363,825
4,403		4,403	176,554
287		287	10,659
299		299	1,210
			86,000
4,143,339		4,143,339	60,849,317
108,260		108,260	1,264,256
395,533		395,533	1,163,817
3,639,546		3,639,546	58,421,244
12,886,308		12,886,308	136,136,491

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 645,264 千円
 上記のうち特定財源 512,831
 差 引 一 般 財 源 132,433

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
20 繰 越 金	132,433	1 繰 越 金	132,433
計	132,433		

土地区画整理会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 事業費	1,412,332	517,534	1,929,866
歳 出 合 計	1,414,832	517,534	1,932,366

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市 債	財 源 そ の 他	一般会計繰入金
千円	千円	千円	千円
197,643			319,891
197,643	0	0	319,891

2 歳 入

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 土地区画整理費国庫補助金	千円 535,300	千円 197,643	千円 732,943	1 土地区画整理 費補助金	千円 197,643
計	535,300	197,643	732,943		

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	794,927	319,891	1,114,818	1 一般会計繰入 金	319,891
計	794,927	319,891	1,114,818		

説	明	
07 社会資本整備総合交付金	(都市総)	千円 197,643

01 一般会計繰入金	(都市総)	319,891

3 歳 出

1 款 事業費

1 項 土地区画整理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 秋田駅東第三地区土地 区画整理費	千円 1,356,328	千円 517,534	千円 1,873,862	千円 197,643	千円	千円	千円 319,891
計	1,412,332	517,534	1,929,866	197,643	0	0	319,891

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 29,824	【都市整備部関係】 秋田駅東第三地区土地地区画整理事業	千円 517,534
22 補償、補填及 び賠償金	487,710		517,534

介 護 保 險 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	千円 5,096	千円 26,822	千円 31,918
歳入合計	29,479,733	26,822	29,506,555

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金	千円 5,151	千円 26,822	千円 31,973
歳 出 合 計	29,479,733	26,822	29,506,555

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
		26,822	
0	0	26,822	0

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 5,096	千円 26,822	千円 31,918	1 前年度繰越金	千円 26,822
計	5,096	26,822	31,918		

	説	明
01 前年度繰越金		<div style="text-align: right;">千円</div> (福祉総) 26,822

3 歳 出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 償還金	千円 1	千円 26,822	千円 26,823	千円	千円	千円 26,822	千円
計	5,151	26,822	31,973	0	0	26,822	0

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金、利子 及び割引料	千円 26,822	【福祉保健部関係】	千円 26,822
		償還金	26,822